

## OMIC Food Safety Newsletter No. 564 Sep 30, 2022

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

### ★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2022年9月中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
9/14	ベトナム産 バナナ	メタラキシル 及びメフェノキサム	強化	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000989746.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000989746.pdf</a> 基準値 0.01 mg/kg - ppm

※検査対象条件等詳細につきましては、参照 URL をご確認ください。

2. 「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(2022年9月8日付け)

検疫所における検査の実施体制が整ったことから、野菜のアメトクトラジンについてモニタリング検査項目に追加されることになりました。

※詳細は下記 URL を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000987359.pdf>

### ★ 令和3年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の公表

厚生労働省は、令和3年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」を公表しました。輸入届出件数は約246万件、輸入届出重量は約3,163万トンでした。届出に対して204,240件の検査を実施し、このうち809件(延べ857件)を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じました。また、モニタリング検査については、99,995件の計画に対し、延べ101,365件(実施率:約101%)を実施し、延べ157件を法違反として回収等の措置を講じました。

※詳細は下記 URL を御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27161.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html)

### ★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産品の違反状況

(2022年8月下旬~9月中旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
8/30	フランス	冷凍塩漬けのスネークヘッドフィッシュ(雷魚)から未承認のマラカイトグリーンとロイコマラカイトグリーンの検出	information notification for attention
9/7	ドイツ	魚用ペットフードからエンテロバクター属及びサルモネラ属菌の検出	border rejection notification
9/12	スイス	乾燥唐辛子からクロルピリホス、粉唐辛子からエチオンの検出	alert notification
9/15	ドイツ	ココナッツミルクパウダーからミネラルオイル成分(MOSH及びMOAH)の検出(オランダ経由)	information notification for follow-up

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ: (バンコク支店代表) [coor.th@omicnet.com](mailto:coor.th@omicnet.com)

ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/download/2>

(日本語) <http://omicbangkok.com/en/download/2>

食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>

OMIC Bangkok Branch TEL: 02-2864120 Fax: 02-2872571  
No.12-14, Yen Akas Soi 3, Chongnonsri, Yannawa, Bangkok 10120

### ★ 食品中のパーフルオロアルキル化合物の管理について

欧州委員会（EC）は、EU加盟国と食品事業者が協力して食品及び飼料中のパーフルオロアルキル化合物（PFASs）のモニタリングを行うことを促す委員会勧告とサンプリング及び分析法に関する委員会実施規則を発表しました。モニタリング期間は2022年から2025年で、欧州食品安全機関（EFSA）がグループ耐容週間摂取量（TWI：Tolerable Weekly Intake）を設定した4つのPFASsが主な対象です。

さまざまな食品を広く調査することに加えて、家畜への移行を考慮して飼料中のPFASsも可能なら測定することを勧告しています。EUでは動物由来食品についてこれら4つのPFASsの最大基準値の設定が進められる予定です。

※詳細は下記URLを御覧下さい。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022H1431>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No.565の発行は、2022年10月14日とさせていただきます。

=====

発行者： 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>  
問合せ： （バンコク支店代表）[coor.th@omicnet.com](mailto:coor.th@omicnet.com)  
ニュースレターバックナンバー： （タイ語）<http://omicbangkok.com/th/download/2>  
（日本語）<http://omicbangkok.com/en/download/2>  
食の安全ウェブサイト：（日本語）<http://www.omicfoodsafety.com/>